

第3回 公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議 議事概要

日 時：平成30年10月12日（金）15：30～16：00

場 所：官邸2階小ホール

出席者：

議 長

厚生労働大臣 根本 匠

議長代理

内閣官房副長官（事務） 杉田 和博

副議長

内閣官房副長官補（内政担当） 古谷 一之

厚生労働事務次官 鈴木 俊彦

構成員

内閣総務官 原 邦彰

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）

内閣官房内閣人事局人事政策統括官 長屋 聡

内閣官房内閣人事局人事政策統括官 植田 浩

内閣法制局総務主幹 平川 薫

内閣府大臣官房長 井野 靖久

内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 小野田 壮

宮内庁長官官房審議官 野村 善史

公正取引委員会事務総局官房総括審議官 粕淵 功

警察庁長官官房長 中村 格

個人情報保護委員会事務局次長 福浦 裕介

金融庁総合政策局総括審議官 中島 淳一

消費者庁次長 井内 正敏

総務省大臣官房長 武田 博之

総務省自治行政局公務員部長 杉本 達治

法務省大臣官房長 小山 太士

外務省大臣官房長 下川 眞樹太

財務省大臣官房長 矢野 康治

文部科学省大臣官房長 藤原 誠

厚生労働省大臣官房長 定塚 由美子

厚生労働省職業安定局長 土屋 喜久

農林水産省大臣官房長 水田 正和

経済産業省大臣官房長 糟谷 敏秀

国土交通省大臣官房長 藤井 直樹

環境省大臣官房長 鎌形 浩史

防衛省大臣官房長 武田 博史

オブザーバー

人事院事務総局総括審議官 松尾 恵美子

人事院事務総局人材局長 鈴木 英司

会計検査院事務総局次長 腰山 謙介

概要

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

それでは、これより公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議を開催いたします。本日進行を務めます厚生労働省職業安定局長の土屋と申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日の議題は労働政策審議会障害者雇用分科会での議論の状況及び検討状況の報告でございます。

まずは、労働政策審議会障害者雇用分科会での議論状況をご説明いたします。障害者雇用分科会につきましては、公益代表・労働者代表・使用者代表に加えまして、障害者代表の委員にもご参画いただいております、4者構成の審議会でございます。今般、9月28日に分科会を開催いたしまして、今般の事態についてご報告申し上げ、ご議論いただきました。お手元の資料はその議論の概要をまとめたものでございますが、この資料は分科会の事務局である私どもの責任でまとめた未定稿のものでございますので、その点ご留意いただければと思います。資料に沿ってご説明させていただきたいと思っております。

まず、一ページ目は全体にわたるご議論としてのご意見となっております。

最初の「障害者ではない人を障害者として仕立てて架空の報告をしていることについて、怒りを感じる。障害者に対する侮辱だと思う。」というご意見。それから、四つ目でございますが、「今回の事態については、驚きと憤りを禁じ得ない。」その次ですが、「今回の事態については、非常にショックを受けている。」というご意見。それから、一番下でございますが、「本来、民間企業に率先垂範し障害者雇用を行うべき立場にある行政機関としてあってはならない行為が、長年にわたって行われてきた事実はゆゆしき問題と言わざるをえない。」というような大変厳しいご意見をいただいているところでございます。その一方で、三つ目でございますが、「障害者に関しては国民に共通したテーマであり、行政の在り方、さらには、我々の社会的な活動も含めて考えていく良いチャンスである。」というご意見も頂戴したところでございます。

次に二ページ目をご覧ください。各論の部分で私どもの検討テーマに沿って

何点かご意見を整理しているものでございます。

まず、今般の事態の検証とチェック機能の強化という観点につきましては、三つ目でございますが、「今般の事態に限らず、今後、国や地方公共団体において、虚偽報告のようなことがあった場合の精査はどこがやるのか。」というご意見。それから次の「障害者雇用促進法は公務に関してもカバーしているので、民間と同じような形でしっかり雇用率を確認していくような法改正を検討していく必要があるのではないか。性善説で失敗したということについては、反省しなくてはならない。」というご意見などをいただいております。

次に二番目の法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組という観点からは、一つ目の「民間企業としては、今後、国の行政機関等において3000名規模の障害者の方の採用が始まることで、現在、民間企業で活躍されている方々がそちらに移っていくことになることを懸念。なかなか難しいとは思いますが、今現在、職に就かれていないような方をターゲットとした採用活動を展開いただけるような工夫をお願いしたい。」、次でございますが、「大規模な採用計画が実施されることになれば、民間企業の採用計画などに少なからず影響が出ることは容易に推定ができる。今後、障害者の労働市場全体の動きに十分関心を持って取り組んでいただきたい。また、進捗管理について、当初計画のように進むことばかりではないと思うが、そういった場合に、雇用現場にしわ寄せが来るような形で計画を遂行することがないように、取り組んでいただきたい。」というご意見。それから、最後にありますように、「障害者手帳の返納や失効で解雇や雇止めのような不利益な取扱いを受ける方が発生しないよう、検討をお願いしたい。」というご意見をいただいております。

次に三番目の国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大についてでございますが、一つ目の「採用し、雇用率を達成することはもちろん重要であるが、その後、職場に定着し、障害者の皆さんが活躍されることがより重要。おそらく障害者の雇用市場を考えると、精神障害者を採用していくことが必要であるが、一般的に身体障害者や知的障害者と比べて、個別の対応が必要となってくる。」というご意見。それから、その次の五行目のところからですが、「行政の中に障害者が入って、国民サービスあるいは国のことを考えるのは、非常に重要なことであり、そうした視点から、役所の中で障害者の方がどういったところで活躍できて、国民サービスに繋がるのか、国の政策に繋がるのかということを考えていただきたい。」、次でございますが、「全体的に障害者雇用を進めていくためには、障害者を支え、障害者の職場定着を支援する人材を育成することが必要であり、財政的な手当も含め考える必要がある。」というご意見。それから、七つ目でございますが、「今後、法定雇用率の達成に向けて取り組む中で、合理的配慮に必要な庁舎の営繕や備品の調達のコストについて、確実に確保されることが

必要。」というようなご意見をいただいているところでございます。

さらに、四ページ目になりますが、四番目の公務員の任用面での対応の検討につきまして、最初でございますが、「公務員は定員の枠があるので、常勤勤務を増やすのは難しく、非常勤での雇用が予想されるが、安直に非常勤雇用で数合わせということをしてほしくないでいただきたい。」、それから、二つ目、「障害者特別採用枠について検討してほしい。」、その次でございますが、「雇用率を達成するだけでなく、段階的な計画を策定して3年後又は5年後の雇用の在り方についても検討し、より充実した取組を実現することが必要。」、その次でございますけれども、「障害のある人が積極的に採用されるために、試験においても合理的配慮が十分にされて、かつ積極的に合格した障害者が採用されるような手立てを講じていただきたい。」、その次でございますが、「公務員の任用面での対応の検討に関し、障害者の方が安定的に職場で働くことができるよう、必要な法的整備についても考えてもらいたい。」というようなご意見を頂戴したところでございます。

以上、分科会でのご議論についてご報告申し上げました。政府一体となった取組のとりまとめに当たりましては、分科会でのご意見などを踏まえまして、検討を進めていく必要があると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの説明の内容につきまして、ご意見やご質問はございますでしょうか。

(質問等なし)

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

それでは、特にないようでしたら次の議題に移らせていただきます。二つ目の議題は検討状況の報告ということでございます。これも私の方からご報告申し上げたいと思います。

まず最初に、厚生労働省が実施する各府省の取組に対する支援メニューの検討状況、実施状況につきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

第一に、厚生労働省では、民間企業や就労支援機関での豊富な支援経験を持つ、障害者雇用に精通をしたアドバイザーの方々の選任をして、各府省が必要なアドバイスを受けることが出来るような体制を構築しているところでございます。

現時点におきまして、五つの省庁からアドバイザーの活用の問い合わせがありまして、ご活用いただき、助言を受けていただいている実績がございますし、また、すでにお受けになった省庁からは継続して助言を受けることをご希望の省庁も出てきております。また、それ以外にいくつもの省庁から新たに活用の要請をいただいているところでございます。

また、このアドバイザーの方々につきましては、個別の府省に対する支援のほか、障害者の方々が活躍できる具体的な業務の選定を進めるに当たりまして、その進め方を検討するために、アドバイザーの方々と、障害者団体の実務に詳しい方々にもお集まりいただきました。そういった方々にお集まりをいただいでいて、意見交換をし、多くの貴重なご示唆をいただいで、皆様方に今作業していただいでいる具体的な業務の選定の作業の中にもこれを活かさせていただいでいるという状況でございます。

いずれにいたしましても、各省庁におきまして障害者の方々に担っていただく具体的な業務の選定を進めていただくに当たりましては、こういったこれまでの民間企業などでの取組を参考とし、そのノウハウを活用していただくことが重要であると考えておりますので、引き続き、アドバイザーの活用について、積極的なご検討をお願いしたいと思います。

それから第二に、障害者雇用に関する理解の促進という点でございます。これに向けたセミナー、講習会につきまして、順次開催の準備を進めているところでございますが、まず、「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」がでございます。これは職場の同僚・上司の障害に対する理解を深め、障害のある職員を温かく見守って、支援する応援者となっていただくということを目指して開催をしている講座でございますが、すでにご案内申し上げておりますように、今月、10月29日に厚生労働省の講堂におきまして、500人規模で開催することを予定しております。ぜひ各府省の多くの職員の皆様のご参加をお待ちしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、このほかにも各府省で開催していただく、いわゆる出前講座にも積極的に対応していきたいと思っておりますので、ご要望を寄せていただければと思っております。

それから、障害者を雇用している職場の見学会でございます。これは、障害者雇用を進めていくに当たって生ずる課題とか、あるいはその対応を実地に見ていただき、学んでいただくためのものがございますが、こちらは11月15日及び20日に都内の民間企業の見学会を予定しておりますとともに、同11月29日には、就労支援機関の一つとして、障害者職業能力開発校の見学を予定しております。これもまた近々ご案内申し上げますので、ぜひご参加をいただければと思っております。

それから、障害者の雇用管理に関して求められる各種取組をご説明する「障害者雇用セミナー」につきましては、各府省からのお求めの多い「精神障害者の採用時の留意点」をテーマにいたしまして、12月の「障害者週間」の最中に当たる12月4日に開催することを予定しております。

障害を持つ職員の方が職場に定着して活躍していくためには、周囲の同僚や

上司の障害に対する理解であるとか、あるいは雇用管理を担当する職員の方の理解、こういったものを深めていくことが大きなポイントであると思っております。今申し上げたような講習会、セミナー、見学会を最大限ご活用いただきたいと思っております。

また、実際の採用に関しては、各府省の業務の内容を説明する説明会、これは、障害がある求職者の方を対象とした説明会を開催したいと思っております。11月27日を予定しております、今関係府省と調整しながら、準備を進めておりますので、こちらの方にもご参加いただければと思っております。

それからもう一点。検討状況の報告という点で、各府省の採用計画の更なる検討についてのお願いでございます。

各府省におかれましては、現在、採用計画の策定を進めていただいているところでございますけれども、先ほど障害者雇用分科会の議論にもありましたように、採用計画の策定、そして、また障害者の方の活躍の場の拡大ということに向けては、障害者の方が活躍できる具体的な業務の選定をしっかりと進めていただくことが重要であると考えております。

各府省におかれましては、先ほどご紹介申し上げましたアドバイザーによる支援なども積極的にご活用いただきながら、障害者の方に担当していただく業務の具体的な選定について、さらに検討を深めていただきたいと考えております。

長い説明で大変失礼で恐縮でございますが、私どもからの報告は以上でございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(質問等なし)

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

よろしいでしょうか。それでは「検討状況の報告」は以上となります。最後に、プレスに入場いただきます。

(報道関係者入室)

それでは、議長であります厚生労働大臣からご発言をいただきます。

(根本厚生労働大臣)

前回の連絡会議では、障害者団体等の皆様から公務部門における障害者雇用

の推進に関してご意見をいただきました。本日は、先月 28 日に開催された、障害者代表も参画する労働政策審議会障害者雇用分科会での御議論について、厚生労働省から報告がありました。また、厚生労働省から、アドバイザー等による、障害者が活躍できる業務を選定するための支援や障害者雇用の理解促進に向けたセミナーや講習会の開催など、障害者の活躍の場の拡大に向けた各府省への支援策の検討状況について報告がありました。障害者雇用分科会のご意見も踏まえ、政府一体となった取組のとりまとめに向けて検討を加速していただきたい。法定雇用率未達成の府省は、厚生労働省が用意している各府省への支援も活用して、障害者が活躍できる具体的な業務の選定について検討を深めていただきたい。また、法定雇用率を達成している府省も含め、障害者を対象とした新たな常勤採用の枠組みや、非常勤職員として勤務した後、常勤職員となることを可能とするステップアップ制度の活用も図りながら、障害者の安定的な雇用の観点からの検討も進めていただくようお願いいたします。障害のある方が希望や能力に応じて活躍できる社会の実現に向けて、各府省の最大限のご尽力をよろしくお願いいたします。

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

ありがとうございました。プレスの皆様は、ここでご退出をお願いいたします。

(報道関係者退室)

(厚生労働省 土屋職業安定局長)

それでは、これもちまして、第 3 回の関係府省連絡会議を閉会させていただきます。本日はご多用のところ誠にありがとうございました。